

告示

埼玉県告示第六十五号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	一〇〇トリッ			
	03G084662	船舶	平成二十九年六月八日 ） 平成二十九年十一月三十日	
	免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称	戸田市笹目三丁目十八―二十八 有限会社 丸金商事		
免税証を交付した事務所	自動車税事務所	亡失年月日	平成二十九年十一月二十七日	